

横浜市ふれあいショップ職業能力向上支援奨励金交付要綱

制 定 平成 25 年 3 月 25 日健障企第 2646 号（局長決裁）

最近改正 平成 27 年 3 月 26 日健障企第 2853 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市ふれあいショップ事業実施要綱（平成 7 年 4 月 1 日福障福第 534 号）（以下「ふれあいショップ実施要綱」という）第 8 条第 2 項に基づき、ふれあいショップ職業能力向上支援奨励金の交付に関して、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の例によるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「ショップ」とは、ふれあいショップ実施要綱第 6 条第 1 項第 2 号に定める目的で障害者を雇用するふれあいショップをいう。
- (2) 「障害者」とは横浜市内に住所を有する障害者のうち、ショップに雇用されている障害者をいう。
- (3) 「対象者」とは、ショップに雇用されている障害者のうち、本事業の対象となる者をいう。
- (4) 「就労支援機関」とは横浜市障害者就労支援センター事業実施要綱（平成 3 年 5 月 8 日民障施第 10 号）に基づく横浜市障害者就労支援センター（以下「就労支援センター」という。）及び障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業、就労継続支援事業等就労に向けた支援を行う機関をいう。

（奨励金交付対象）

第 3 条 横浜市は、ふれあいショップ実施要綱第 6 条第 1 項第 2 号に定める目的で障害者を雇用するショップに対して、奨励金を交付することができる。

（奨励金額）

第 4 条 奨励金は、月の初日時点で就労している対象者 1 人につき、労働時間に応じて別表のとおり交付する。

（交付期間）

第5条 奨励金の交付期間は、対象者1人につき3年間とする。ただし、市長が必要と認める場合には、通算4年を限度として期間を延長することができる。

(ショップの責務)

第6条 ショップは、対象者を支援する就労支援機関と協力し、一般就労に向けた支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

2 ショップは、対象者の就労に関する評価を実施し、就労に向けた課題及び本事業を利用する目的を明確にするとともに、対象者及び就労支援機関と共有しなければならない。なお、評価は本事業による就労開始時及び終了時に実施し、開始後は対象者の就労状況に応じて少なくとも半年ごとに実施するものとする。

(本事業の遂行等の指示)

第7条 市長は、ショップが前条の規定に反する場合において、交付の決定内容又はこれに付した条件に従って執行されていないと認めるときは、ショップに対し、これらに従って当該本事業を執行すべきことを指示するものとする。

2 市長は、ショップが前項の規定による指示に従わないときは、ショップに対し、本事業の執行の一時停止を指示するものとする。

(申請手続き)

第8条 奨励金の交付を受けようとするショップは、横浜市ふれあいショップ職業能力向上支援奨励金交付申請書(第1号様式)及び横浜市ふれあいショップ職業能力向上支援評価シート(第2号様式)の写しに次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し
- (2) 労働条件等を明示した書面(雇用契約書等)の写し
- (3) 第1号の手帳の交付を受けていない場合は、障害福祉サービス受給証の写し
- (4) 最低賃金を下回る賃金を支払う場合は、最低賃金の減額の特例許可書の写し

(交付の決定)

第9条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは内容を審査のうえ、適当と認めるときは横浜市ふれあいショップ職業能力向上支援奨励金交付決定通知書(第3号様式)により当該ショップに通知するものとする。

2 市長は前項の審査の結果により、奨励金の交付をしないことと決定したときは、ショップに対し、速やかに、横浜市ふれあいショップ職業能力向上支援奨励金不交付決定通知書(第4号様式)により当該ショップに通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 市長は、奨励金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 対象者の労働時間を変更するときは、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 対象者について、本事業の活用を中止する場合は、速やかに市長へ報告すること。

(申請の取下げ等)

第11条 申請者は、第9条の交付決定通知を受けた場合において、申請を取下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金の交付決定はなかったものとみなす。
- 3 第1項の規定による申請の取下げの期日は、交付決定通知を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(変更)

第12条 ショップは、対象者の労働時間又は雇用状況等に変更があったときは、速やかに横浜市ふれあいショップ職業能力向上支援対象者就労状況変更届（第5号様式）により市長に報告しなければならない。

- 2 対象者の労働時間の変更等に伴う奨励金額の変更が生じる場合は、前項の報告と合わせて、横浜市ふれあいショップ職業能力向上支援奨励金変更交付申請書（第6号様式）を用いて、申請するものとする。
- 3 前項の場合において、交付の決定に関しては第9条の規定を、交付の請求に関しては第14条の規定を準用して行うものとする。

(交付の方法)

第13条 奨励金の交付は、四半期ごとに行う。

- 2 第9条による交付決定通知を受けたショップは、四半期ごとに、横浜市ふれあいショップ職業能力向上支援奨励金請求書（第7号様式）に横浜市ふれあいショップ職業能力向上支援奨励金交付決定通知書（第3号様式）の写しを添付し、請求するものとする。
- 3 市長は、前項の請求があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し等)

第14条 市長は、奨励金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、奨励金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、本事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 市長が前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変
その他奨励金の交付の決定後生じた事情の変更により本事業の全部又は一部を継続する必
要がなくなった場合に限る。

3 市長は、ショップが次の各号の一に該当する場合は、奨励金の決定の全部若しくは一部
を取り消し、既に交付した奨励金があるときは、期限を定めて、当該奨励金の全部若しく
は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 交付の決定を受けた者が、第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(3) その他市長が奨励金の交付を不相当と認めたとき。

(状況報告)

第15条 市長は、ショップに対して、必要に応じて関係資料の提出を求めることができる。

(関係書類の保存期間)

第16条 ショップは、本事業に係る関係書類について、5年間保存しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に
定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(横浜市障害者福祉的就労促進事業実施要綱の廃止)

2 横浜市障害者福祉的就労促進事業実施要綱(平成元年9月28日助役決裁)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表

1月あたりの労働時間	奨励金月額
80時間以上(週20時間相当)	20,000円
60時間以上(週15時間相当)	15,000円
48時間以上(週12時間相当)	12,000円

横浜市ふれあいショップ職業能力向上支援奨励金交付申請書

年 月 日

横浜市長

(ふれあいショップ)

所在地

名称

役職

代表者名

電話

ふれあいショップ職業能力向上支援における奨励金の交付を申請します。

障害者の氏名		生年月日	年 月 日
障害の種別		障害の程度	
住所			
採用年月日	年 月 日		
勤務日	日/週 (曜日)		
勤務時間	時 分 から 時 分 まで (実働 時間)		
月あたりの労働時間	月 時間 (週 時間相当)		
休日			
賃金			
社会保険等			
年次有給休暇			
その他			

※ 添付資料

- 1 障害者手帳の写し (又は障害福祉サービス受給資格証の写し)
- 2 雇用労働条件等を明示した書面 (雇用契約書等) の写し
- 3 最低賃金を下回る賃金を支払う場合は、最低賃金の減額の特例許可書の写し

横浜市ふれあいショップ職業能力向上支援評価シート

就労者名		
ふれあいショップ	ショップ名	
	担当者名	
就労支援機関	事業所名	
	担当者名	

(雇用時：記載日 年 月 日)

現在の課題・目標 (本事業利用の理由)	
------------------------	--

(6か月時：記載日 年 月 日)

1 基本的行動	本人による評価	ショップの評価	備考
挨拶・返事・言葉づかい	A・B・C	A・B・C	
時間・ルールを守る	A・B・C	A・B・C	
服装・身だしなみ	A・B・C	A・B・C	
健康管理	A・B・C	A・B・C	
	A・B・C	A・B・C	
	A・B・C	A・B・C	
	A・B・C	A・B・C	

2 仕事について	本人による評価	ショップの評価	備考
仕事に対する意欲	A・B・C	A・B・C	
仕事内容の理解	A・B・C	A・B・C	
質問・報告ができたか	A・B・C	A・B・C	
作業の正確さ	A・B・C	A・B・C	
作業の早さ	A・B・C	A・B・C	
	A・B・C	A・B・C	
	A・B・C	A・B・C	
	A・B・C	A・B・C	

現在の課題・目標	
----------	--

(12か月時：記載日 年 月 日)

1 基本的行動	本人による評価	ショップの評価	備考
挨拶・返事・言葉づかい	A・B・C	A・B・C	
時間・ルールを守る	A・B・C	A・B・C	
服装・身だしなみ	A・B・C	A・B・C	
健康管理	A・B・C	A・B・C	
	A・B・C	A・B・C	
	A・B・C	A・B・C	
	A・B・C	A・B・C	

2 仕事について	本人による評価	ショップの評価	備考
仕事に対する意欲	A・B・C	A・B・C	
仕事内容の理解	A・B・C	A・B・C	
質問・報告ができたか	A・B・C	A・B・C	
作業の正確さ	A・B・C	A・B・C	
作業の早さ	A・B・C	A・B・C	
	A・B・C	A・B・C	
	A・B・C	A・B・C	
	A・B・C	A・B・C	

(終了時：記載日 年 月 日)

1 年 を 振 り 返 っ て	本人より	ショップより	就労支援機関より
今後の 予定・ 支援 計画	1 ショップでの雇用を継続します。		
	2 民間企業へ就職します。(業種)		
	3 他事業を利用します。(事業名)		

第3号様式

横浜市ふれあいショップ職業能力向上支援奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

(ふれあいショップ)

所在地

名称

役職

代表者名

電話

横浜市長

年 月 日付で申請のありました奨励金について、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者	氏名	住所	交付期間及び交付金額
交付方法		銀行振込による	
交付の条件		<ul style="list-style-type: none">・ 交付期間内において、労働時間等が変更した場合は、速やかに変更の交付申請をしてください。・ 対象者について、本事業の活用を中止する場合は、速やかに報告してください。	

第4号様式

横浜市ふれあいショップ職業能力向上支援奨励金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

(ふれあいショップ)

所在地

名称

役職

代表者名

電話

横浜市長

年 月 日付で申請のありました奨励金について、次のとおり交付しないことを決定しましたので通知します。

対 象 者	氏名	住所	不交付の理由

横浜市ふれあいショップ職業能力向上支援対象就労状況等変更届

年 月 日

横浜市長

(ふれあいショップ)

所在地

名称

役職

代表者名

電話

ふれあいショップ職業能力向上支援対象の就労状況等について、変更があったため、次のとおり報告します。

	氏名	変更内容及び変更理由	変更年月日
対象者		(変更前)	
		(変更後)	
		(変更理由)	

※ 「変更内容及び変更理由」欄については、雇用契約書等の勤務状況（勤務日数、勤務時間、月あたりの労働時間等）又は就労状況（退職した場合、退職理由や次の就労先等）等を記載してください。

横浜市ふれあいショップ職業能力向上支援奨励金変更交付申請書

年 月 日

横浜市長

(ふれあいショップ)

所在地

名称

役職

代表者名

電話

ふれあいショップ職業能力向上支援における奨励金の変更の交付を申請します。

障害者の氏名		生年月日	年 月 日
障害の種別		障害の程度	
住所			
変更年月日	年 月 日		
勤務日	日/週 (曜日)		
勤務時間	時 分 から 時 分 まで (実働 時間)		
月あたりの労働時間	月 時間 (週 時間相当)		
休日			
賃金			
社会保険等			
年次有給休暇			
その他			

※ 添付資料

- 1 障害者手帳の写し (又は障害福祉サービス受給資格証の写し)
- 2 雇用労働条件等を明示した書面 (雇用契約書等) の写し
- 3 最低賃金を下回る賃金を支払う場合は、最低賃金の減額の特例許可書の写し

横浜市ふれあいショップ職業能力向上支援奨励金請求書

年 月 日

横浜市長

(ふれあいショップ)

所在地

名称

役職

代表者名

電話

ふれあいショップ職業能力向上支援奨励金について、次のとおり請求します。

請求額（総額）		円		
対 象 者	氏名	住所	交付期間	交付金額
振 込 先	指定者コード： ー			
	金融機関名：			
	口座番号： 普通 ・ 当座			
	(ふりがな)			
	口座名：			

※ 横浜市ふれあいショップ職業能力向上支援奨励金交付決定通知書（第3号様式）の写しを添付してください。